

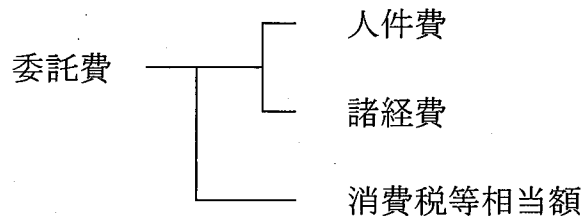
公共嘱託登記（司法書士）業務積算基準

1 適用範囲

この公共嘱託登記（司法書士）業務積算基準は、公共事業に係る権利に関する公共嘱託登記（以下「公共嘱託権利登記」という。）を委託する場合に適用する。

2 委託費の構成

この積算基準による委託費の構成は、次によるものとする。



(1) 人件費

人件費は、公共嘱託権利登記に従事する者の人件費で、別紙「公共嘱託登記（司法書士）委託歩掛」を標準とするものとし、積算に係る司法書士の基準日額は、国土交通省が公表する設計業務委託等技術者単価の「測量主任技師」を使用するものとする。

(2) 諸経費

諸経費は、事務所維持経費等人件費で積算される以外の経費で、人件費の40%を標準とする。

3 別紙「公共嘱託登記（司法書士）委託歩掛」について

- (1) この歩掛は、必要な書類を発注者において収集した場合の歩掛であり、これらの書類の収集を受注者に依頼した場合は、別途、適正に定めるものとする。
- (2) 不動産の個数が5個を超えるときには、発注者及び受注者で協議の上、不動産の個数5個までを1件とすることができる。
- (3) この歩掛に定めのない事項又は委託の内容等に異なる慣行がある場合については、別途、適正に定めるものとする。

公共嘱託登記(司法書士)委託歩掛

I. 登記に関する申請手続

種別	発注単位	司法書士 (人)	備考
1. 所有権保存	1件	0.180	
2. 相続	1件	0.420	
3. 所有権移転	1件	0.300	
4. 用益権・担保権の設定	1件	0.269	
5. 用益権・担保権の移転又は処分	1件	0.220	
6. 登記名義人の表示変更・更正	1件	0.100	
7. 抹消・変更・その他			
①所有権の登記	1件	0.240	
②所有権以外の登記	1件	0.120	

II. 書類の作成、その他

種別	発注単位	司法書士 (人)	備考
1. 文案を要するもの(民法第903条の特別受益証明書等)			
①正本	1枚	0.080	
②その他	1枚	0.009	
2. 文案を要しないもの(共同担保目録のみの作成)	1枚	0.020	
3. 謄抄本・登記事項証明書・登記要約書又は印鑑証明書の請求及び受領(委任状作成を含む)	1通	0.020	
4. 登記簿閲覧等(登記の申請手続の代理又は申請書類の作成若しくは申請行為代理に関する場合は除く)	1用紙	0.020	

III. 割増料・相談業務

種別	発注単位	司法書士 (人)	備考
割増料 I 不動産の個数1個を超える分 1個につき	1個	0.020	
割増料 II 区分建物所有権保存 敷地権の移転の登記の効力 のあるもの	1件	0.160	
その他のもの	1件	0.060	
割増料 III 区分建物の所有権移転で、敷地 権の移転の効力のあるもの	1件	0.160	
相談業務 1時間につき	1時間	0.060	